Ⅰ　総括

1　沿革

昭和 19 年 8 月 28 日　東金保健所の設置が許可された。

昭和 19 年 10 月 1 日　東金町東金 1215 番地、鈴木氏の医院（82.64 ㎡）を買収し、山武郡を所管区域として業務を開始した。

昭和 25 年 4 月 10 日　東金町東金 907 番地の 1 に庁舎を移転した。

昭和 25 年 5 月 30 日　山武保健所と改称した。

昭和 27 年 6 月 20 日　山武保健所松尾支所を松尾町松尾 52 の 7 番地に開設した。

昭和 29 年 4 月 1 日　山武保健所を東金保健所と改称し、松尾支所が松尾保健所となった。

昭和 44 年 7 月 15 日　土気町が千葉市に合併し、東金保健所の管轄外となった。

昭和 45 年 9 月 16 日　松尾保健所が鉄筋コンクリート 2 階建（延 827.6 ㎡）の新庁舎となった。

昭和 46 年 4 月 1 日　東金保健所が現在地（東金市東金 907-1）に鉄筋コンクリート 2 階建（840 ㎡）の新庁舎となった。

平成 9 年 4 月 1 日　地域保健法の全面施行により、東金保健所と松尾保健所が再整備され、山武保健所及び松尾地域保健センターとなった。

平成 10 年 9 月 7 日　山武保健所建て替えのため、仮庁舎（東金市田間）に移転した。

平成 12 年 1 月 31 日　旧東金保健所敷地（東金市東金 907-1）に建設された新庁舎（鉄筋コンクリート造 3 階建、延 2,309.8 ㎡）が完成し、業務を開始した。

松尾地域保健センターの業務も統合され、同センターを廃止した。

平成 16 年 4 月 1 日　山武保健所と山武支庁社会福祉課が統合し、「山武健康福祉センター（山武保健所）」となった。

表１　歴代所長

東金保健所		
代	氏　名	在任期間
初代	高田　美正	昭和19. 8.28～20. 2.28
２代	三好　清夫	昭和20. 3. 1～20. 6.29
３代	北原　圭三	昭和20. 6.30～21. 1.27
４代	藤田　静夫	昭和21. 1.28～21. 8. 6
５代	大塚　信義	昭和21. 8. 7～29. 4.22
６代	宍倉　俊	昭和29. 4.23～35. 3.31
７代	大塚　信義	昭和35. 4.1～45. 7.20
８代	楠本　浩	昭和45. 7.21～47. 4.30
９代	大塚　信義	昭和47. 5. 1～49. 3.31
１０代	相沢　多満	昭和49. 4. 1～55. 3.31
１１代	鈴木　貞三	昭和55. 4. 1～59. 3.31
１２代	今関　治邦	昭和59. 4. 1～61. 3.31
１３代	安井　成美	昭和61. 4. 1～平成2. 3.31
１４代	内田　佐太臣	平成 2. 4. 1～ 5. 3.31
１５代	野島　尚武	平成 5. 4. 1～ 7 .3.31
１６代	碧井　猛	平成 7. 4. 1～ 9. 3.31

松尾保健所		
代	氏　名	在任期間
支所長	大塚　信義(兼)	昭和27. 6.20～29. 3.31
初代	加藤　義治郎	昭和29. 4. 1～29. 7.31
２代	実川　渉	昭和29. 8. 1～31. 8.15
３代	村上　斉	昭和31. 8.16～36. 4.31
４代	丸山　正雄	昭和36. 5. 1～39. 3.31
５代	斉藤　英夫	昭和39. 4. 1～41. 1.31
６代	長井　和行	昭和41. 2. 1～41. 3.31
７代	多留　通矩	昭和41. 4. 1～42. 2.19
８代	長井　和行	昭和42. 2.20～42. 5.14
９代	斉藤　実	昭和42. 5.15～43. 3.31
１０代	谷　修一	昭和43. 4. 1～44. 9.30
１１代	坂　正紀	昭和44.10. 1～50. 4.30
１２代	相沢　多満(兼)	昭和50. 5. 1～51. 5.31
１３代	斉藤　実	昭和51. 6. 1～52. 3.31
１４代	相沢　多満(兼)	昭和52. 4. 1～54. 6.30
１５代	日下部　茂樹	昭和54. 7. 1～56. 6.15
１６代	小川　啓二郎(兼)	昭和56. 6.16～58. 3.31
１７代	渡邉　佐	昭和58. 4. 1～59. 6.30
１８代	今関　治邦(兼)	昭和59. 7. 1～61. 3.31
１９代	藤本　辰一(兼)	昭和61. 4. 1～63. 3.31
２０代	安井　成美(兼)	昭和63. 4. 1～平成 1. 3.31
２１代	野島　尚武	平成 1. 4. 1～ 5. 3.31
２２代	野島　尚武 (事務取扱)	平成 5. 4. 1～ 7 .3.31
２３代	碧井　猛(兼)	平成 7. 4. 1～ 9. 3.31

山武保健所		
代	氏　名	在任期間
初代	碧井　猛	平成16. 4. 1～18. 3.31
２代	高地　刀志行	平成10. 4. 1～14. 3.31
３代	藤木　哲郎	平成14. 4. 1～15. 3.31
４代	大野　由記子	平成15. 4. 1～16. 3.31
山武健康福祉センター（山武保健所）		
初代	大野　由記子	平成16. 4. 1～18. 3.31
２代	佐久間　文明	平成18. 4. 1～20. 3.31
３代	中村　恒穂	平成20. 4. 1～23. 3.31
４代	鎗田　和美	平成23. 4. 1～27. 3.31
５代	大野　由記子	平成27. 4. 1～28. 3.31
６代	池田　凡美	平成28. 4. 1～令和 2. 3.31

山武健康福祉センター（山武保健所）		
代	氏　名	在任期間
７代	中村　恒穂	令和 2. 4. 1～7.3.31
８代	鎗田　和美	令和 7. 4. 1～

２　概　　要

当管内は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の 3 市 3 町の行政区域からなる人口約 19 万人、面積約 429 ｋ㎡の地域である。九十九里平野中央部及び下総台地の一角に位置し、東部は太平洋に面する九十九里海岸、中央部は平野、北西部から南西部にかけては丘陵地帯から成り、気候は温暖で自然環境に恵まれている。

山武地域は古くからの農漁村地域であり、山武市では杉を中心とした林業も営まれてきた。現在も農業において稲作を中心に野菜・果実等の生産が盛んであり、水産業においてもいわしを中心とした魚貝類の漁業や水産加工業が盛んである。近年は成田空港に近接した地域や圏央道沿線地域で企業誘致が進められ、また、海岸に面した地域では海水浴・サーフィン・魚釣り等の観光業が盛んであり、様々な産業が展開されている。

３　管内の状況

（１）管内の人口及び世帯等の概況

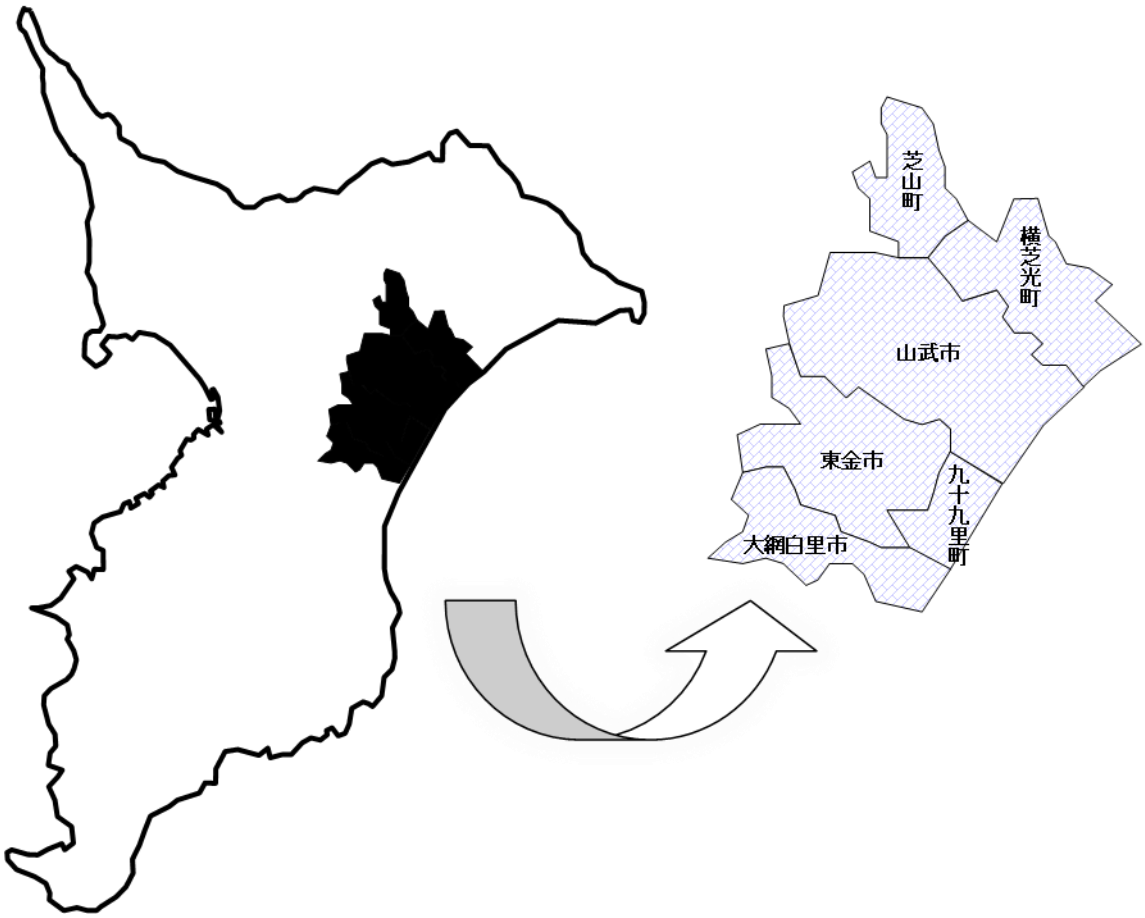
表３－（１）管内人口及び世帯数等の概況

区　　分	世　帯　数 （世　帯）	人　　口 （人）	人 口 密 度 （人／k ㎡）	面　　積 （k ㎡）
管　　内	84,452	188,435	439.6	428.66
東　金　市	26,953	56,658	635.7	89.12
山　武　市	19,984	45,328	308.8	146.77
大網白里市	20,472	46,418	799.2	58.08
九十九里町	5,999	12,978	531.0	24.44
芝　山　町	2,562	6,478	149.8	43.24
横 芝 光 町	8,482	20,575	307.0	67.01
県　総　数	2,954,240	6,277,188	1,217.3	5,156.48

出典：（人口）令和 7 年 10 月 1 日現在　千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院　令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）

図３－（１）管内図



（２）管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表３－（２）－アのとおりで、令和７年４月１日現在、年齢３区分によると０歳～14歳の年少人口の割合は8.7%、15歳～64歳の生産年齢人口は55.3%、65歳以上の老年人口は36.0%で、老年人口の割合が年少人口の割合を大きく上回っている。

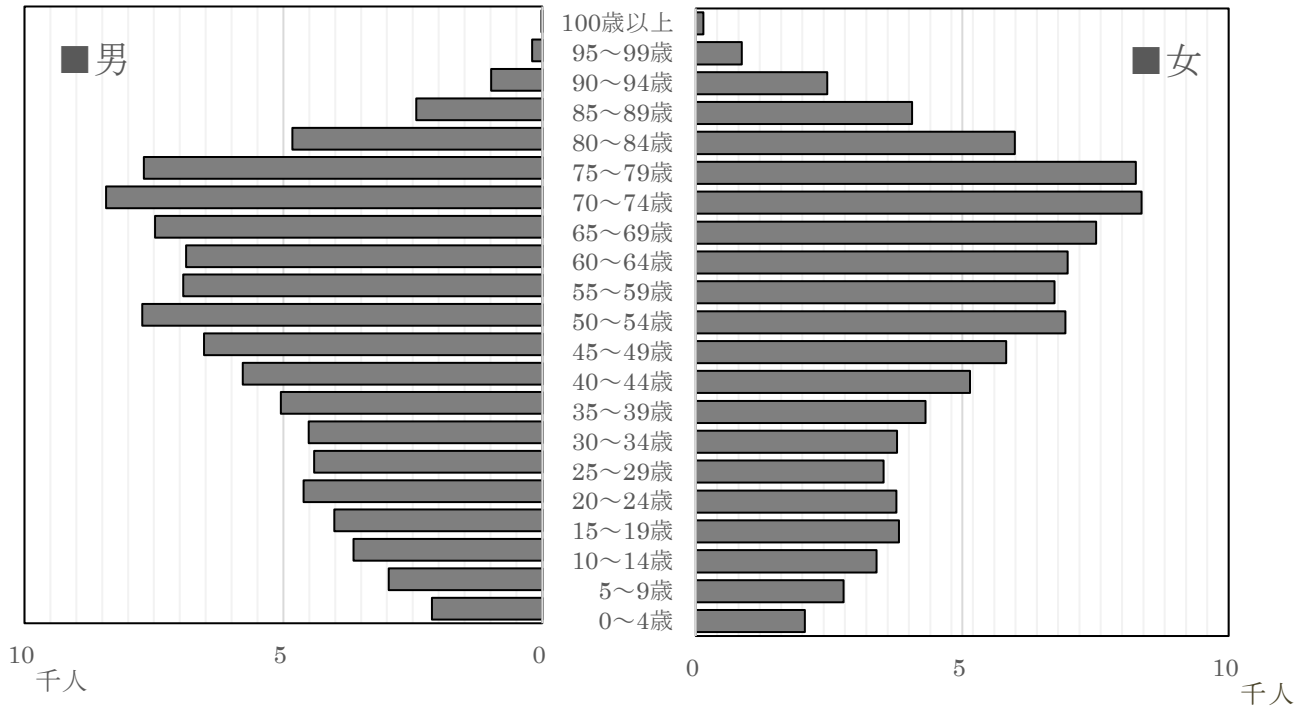
管内の令和７年４月１日現在の年齢５歳階層別人口構成は図３－（２）のとおりである。

表３－（２）－ア　年齢構成の推移　　（単位：人）

	年	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15～64歳	%	65歳～	%		%
管内	22	224,197	27,039	(12.1)	144,392	(64.4)	52,766	(23.5)	0	(0.0)
	27	215,250	23,414	(10.9)	130,655	(60.7)	61,181	(28.4)	0	(0.0)
	2	204,175	20,220	(9.9)	116,274	(56.9)	67,681	(33.1)	0	(0.0)
	5	198,003	18,413	(9.3)	110,125	(55.8)	69,465	(35.1)	0	(0.0)
	6	195,701	17,756	(9.1)	108,202	(55.3)	69,743	(35.6)	0	(0.0)
	7	193,907	16,953	(8.7)	107,238	(55.3)	69,716	(36.0)	0	(0.0)
東金市	22	60,978	7,799	(12.8)	40,649	(66.7)	12,530	(20.5)	0	(0.0)
	27	60,201	7,025	(11.7)	38,019	(63.2)	15,157	(25.2)	0	(0.0)
	2	57,923	6,199	(10.7)	34,478	(59.5)	17,246	(29.8)	0	(0.0)
	5	56,868	5,696	(10.0)	33,210	(58.4)	17,962	(31.6)	0	(0.0)
	6	56,578	5,564	(9.8)	32,756	(57.9)	18,258	(32.3)	0	(0.0)
	7	56,224	5,338	(9.5)	32,493	(57.8)	18,393	(32.7)	0	(0.0)
山武市	22	58,518	6,773	(11.6)	37,386	(63.9)	14,359	(24.5)	0	(0.0)
	27	54,594	5,503	(10.1)	32,948	(60.4)	16,143	(29.6)	0	(0.0)
	2	50,905	4,557	(9.0)	28,721	(56.4)	17,627	(34.6)	0	(0.0)
	5	48,814	4,114	(8.4)	26,633	(54.6)	18,067	(37.0)	0	(0.0)
	6	48,015	3,903	(8.1)	26,075	(54.3)	18,037	(37.6)	0	(0.0)
	7	47,683	3,737	(7.8)	25,943	(54.4)	18,003	(37.8)	0	(0.0)
大網白里市	22	51,329	6,439	(12.5)	33,540	(65.3)	11,350	(22.1)	0	(0.0)
	27	50,574	5,789	(11.4)	31,021	(61.3)	13,764	(27.2)	0	(0.0)
	2	49,108	5,207	(10.6)	28,143	(57.3)	15,758	(32.1)	0	(0.0)
	5	48,353	4,829	(10.0)	27,158	(56.2)	16,366	(33.8)	0	(0.0)
	6	47,980	4,710	(9.8)	26,717	(55.7)	16,553	(34.5)	0	(0.0)
	7	47,497	4,462	(9.4)	26,415	(55.6)	16,620	(35.0)	0	(0.0)
九十九里町	22	18,980	1,941	(10.2)	11,883	(62.6)	5,156	(27.2)	0	(0.0)
	27	17,303	1,573	(9.1)	9,951	(57.5)	5,779	(33.4)	0	(0.0)
	2	15,561	1,216	(7.8)	8,249	(53.0)	6,096	(39.2)	0	(0.0)
	5	14,537	993	(6.8)	7,404	(50.9)	6,140	(42.2)	0	(0.0)
	6	14,178	917	(6.5)	7,239	(51.1)	6,022	(42.5)	0	(0.0)
	7	13,884	854	(6.2)	7,095	(51.1)	5,935	(42.7)	0	(0.0)
芝山町	22	8,200	954	(11.6)	5,153	(62.8)	2,093	(25.5)	0	(0.0)
	27	7,643	795	(10.4)	4,566	(59.7)	2,282	(29.9)	0	(0.0)
	2	7,211	654	(9.1)	4,085	(56.6)	2,472	(34.3)	0	(0.0)
	5	6,883	583	(8.5)	3,822	(55.5)	2,478	(36.0)	0	(0.0)
	6	6,693	548	(8.2)	3,697	(55.2)	2,448	(36.6)	0	(0.0)
	7	6,606	526	(8.0)	3,636	(55.0)	2,444	(37.0)	0	(0.0)
横芝光町	22	26,192	3,133	(12.0)	15,781	(60.3)	7,278	(27.8)	0	(0.0)
	27	24,935	2,729	(10.9)	14,150	(56.7)	8,056	(32.3)	0	(0.0)
	2	23,467	2,387	(10.2)	12,598	(53.7)	8,482	(36.1)	0	(0.0)
	5	22,548	2,198	(9.7)	11,898	(52.8)	8,452	(37.5)	0	(0.0)
	6	22,257	2,114	(9.5)	11,718	(52.6)	8,425	(37.9)	0	(0.0)
	7	22,013	2,036	(9.2)	11,656	(53.0)	8,321	(37.8)	0	(0.0)
県総計	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	0	(0.0)
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	0	(0.0)
	2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	0	(0.0)
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	0	(0.0)
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	0	(0.0)
	7	6,309,101	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.4)	1,741,729	(27.6)	0	(0.0)

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在）

図３－（２）管内年齢５歳階級別人口構成図　　（令和７年４月１日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

表３－（２）－イ　管内及び市町・性・年齢階級別人口　（単位：人）

		年少人口			生産年齢人口										老年人口							
年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	193,907	4,179	5,741	7,033	7,833	8,370	7,925	8,288	9,358	10,927	12,356	14,659	13,668	13,854	14,989	16,791	15,954	10,812	6,493	3,455	1,063	159
男	97,237	2,130	2,965	3,643	4,018	4,607	4,403	4,513	5,046	5,782	6,533	7,725	6,936	6,878	7,477	8,425	7,694	4,824	2,434	989	198	17
女	96,670	2,049	2,776	3,390	3,815	3,763	3,522	3,775	4,312	5,145	5,823	6,934	6,732	6,976	7,512	8,366	8,260	5,988	4,059	2,466	865	142
東金市総数	56,224	1,362	1,759	2,217	2,423	2,924	2,550	2,648	2,942	3,337	3,593	4,302	3,860	3,914	4,153	4,539	4,199	2,757	1,620	820	268	37
男	28,218	689	925	1,111	1,235	1,583	1,369	1,488	1,576	1,747	1,870	2,280	1,937	1,915	2,086	2,247	1,991	1,293	603	232	37	4
女	28,006	673	834	1,106	1,188	1,341	1,181	1,160	1,366	1,590	1,723	2,022	1,923	1,999	2,067	2,292	2,208	1,464	1,017	588	231	33
山武市総数	47,683	922	1,287	1,528	1,787	1,842	1,927	2,030	2,210	2,625	2,920	3,586	3,520	3,496	3,888	4,361	4,066	2,814	1,654	901	277	42
男	24,369	468	690	812	937	1,047	1,184	1,152	1,212	1,473	1,577	1,916	1,818	1,806	1,907	2,268	1,959	1,211	607	268	52	5
女	23,314	454	597	716	850	795	743	878	998	1,152	1,343	1,670	1,702	1,690	1,981	2,093	2,107	1,603	1,047	633	225	37
大網白里市総数	47,497	1,084	1,548	1,830	1,970	1,942	1,912	2,000	2,305	2,710	3,189	3,569	3,382	3,436	3,677	4,011	3,845	2,595	1,492	726	235	39
男	23,465	581	771	952	973	1,045	973	1,034	1,222	1,368	1,661	1,859	1,656	1,645	1,862	1,990	1,851	1,185	576	204	51	6
女	24,032	503	777	878	997	897	939	966	1,083	1,342	1,528	1,710	1,726	1,791	1,815	2,021	1,994	1,410	916	522	184	33
九十九里町総数	13,884	164	288	402	494	528	422	441	537	669	883	1,072	1,042	1,007	1,117	1,419	1,402	946	617	332	91	11
男	6,914	79	135	215	253	302	245	217	308	348	481	576	574	522	543	720	674	399	227	77	18	1
女	6,970	85	153	187	241	226	177	224	229	321	402	496	468	485	574	699	728	547	390	255	73	10
芝山町総数	6,606	138	170	218	260	256	281	307	323	376	412	496	444	481	534	563	526	387	223	163	39	9
男	3,381	60	86	117	128	136	161	155	188	216	231	275	243	223	275	277	274	177	96	58	5	0
女	3,225	78	84	101	132	120	120	152	135	160	181	221	201	258	259	286	252	210	127	105	34	9
横芝光町総数	22,013	509	689	838	899	878	833	862	1,041	1,210	1,359	1,634	1,420	1,520	1,620	1,898	1,916	1,313	887	513	153	21
男	10,890	253	358	436	492	494	471	467	540	630	713	819	708	767	804	923	945	559	325	150	35	1
女	11,123	256	331	402	407	384	362	395	501	580	646	815	712	753	816	975	971	754	562	363	118	20
千葉県総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

４ 健康相談

表４　健康福祉相談及び検査の日

（令和７年４月１日現在）

区　　分		曜　　日	時　　間	備　　考
腸内細菌検査		原則毎週火曜日 （ただし、火曜日から木曜日のいずれかの日が祝日の週及び年末年始を除く）	9:00～11:00	
ＨＩＶ等 検査 Ｂ型・Ｃ型 肝炎検査 【予約制】	即日検査	原則毎月第２・４水曜日 （ただし祝日の場合を除く）	13:00～13:30	
親と子の心の相談 【予約制】		児童精神の専門医師　月１回 （6・8・10・12・2月）	14:00～16:00	
		臨床心理士　月１回 （5・7・9・11・1月）	13:30～15:30	
精神保健福祉相談 （心の健康相談） 【予約制】		第１・第２水曜日	14:30～16:30	
		第４水曜日	14:00～16:00	
ＤＶ相談 （配偶者等の暴力相談）、困難な問題を抱える女性のための相談	電話相談	月～金曜日	9:00～17:00	（専用電話） TEL:0475 (54)2388
	来所相談 【予約制】	毎週月曜日	9:00～17:00	
障害のある人への差別に関する相談		月～金曜日	9:00～17:00	（専用電話） TEL:0475 (54)3556
家庭児童相談		月～金曜日	9:00～17:00	対象者 九十九里町、芝山町、横芝光町居住者
エイズに関する相談		月～金曜日	9:00～17:00	

5 各種委員会

（1）山武健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項に基づき、設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表５－（１）運営協議会委員名簿(令和 8 年 3 月 31 日現在)

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
千葉県議会議員	阿　井　伸　也
千葉県議会議員	石　橋　清　孝
千葉県議会議員	實　川　　隆
千葉県議会議員	小野﨑　正　喜
東金市長	鹿　間　陸　郎
山武市長	松　下　浩　明
大網白里市長	金　坂　昌　典
九十九里町長	浅　岡　　厚
芝山町長	麻　生　孝　之
横芝光町長	佐　藤　晴　彦
地方独立行政法人さんむ医療センター理事長	坂　本　昭　雄
山武郡市医師会長	古　川　洋一郎
山武郡市歯科医師会長	堀　角　達　朗
山武郡市薬剤師会長	並　木　佳　久
千葉県獣医師会山武地区会員	小　安　玲　子
千葉県看護協会山武地区部会長	井　上　純　子
山武保健所管内栄養士会長	鈴　木　ひろみ
山武保健所管内食品衛生協会長	鎗　田　信　雄
千葉県連合婦人会横芝光町婦人会長	齊　藤　みち子
学識経験者	藤　　幸　子

（２）山武保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表５－（２）感染症診査協議会委員名簿(令和 8 年 3 月 31 日現在)

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
原医院院長	原　　雅一
医療法人社団　徳風会　髙根病院院長	水谷　文雄
千葉大学総合安全衛生管理機構機構長	潤間　励子
司法書士・行政書士　肥田事務所所長	肥田　斎裕
学識経験者	髙野　和枝

６　機構及び事務内容

（令和７年４月１日現在）

センター長
（兼）保健所長（技）
副センター長
（兼）保健所次長（事）
副センター長
（兼）保健所次長（技）

総務企画課

1　庶務、人事、文書収受及び公有財産に関すること。
2　予算、決算、経理及び物品会計に関すること。
3　職員の福利厚生、給与、旅費及び諸手当に関すること。
4　医療関係の許可及び届出等に関すること。
5　医療施設等に係る報告に関すること。
6　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに毒物及び劇物取締法に関すること。
7　医療従事者等の免許申請業務に関すること。
8　献血及び薬物乱用防止に関すること。
9　健康福祉センター運営協議会に関すること。
10　地域保健医療計画の推進に関すること。
11　地域保健に関する調査・研究及び企画調整に関すること。
12　情報の収集、整理・活用及び供給に関すること。
13　人口動態統計等衛生上の統計に関すること。
14　保健・医療・福祉に関する総合相談窓口に関すること。
15　保健所実習及び臨床研修制度の企画調整に関すること。
16　広報及び啓発活動の業務に関すること。
17　地域防災対策、災害医療に関すること。

地域保健課

1　保健師業務に関すること。
2　母子保健事業に関すること。
3　成人・老人保健事業に関すること。
4　歯科保健事業に関すること。
5　衛生教育に関すること。
6　母体保護統計に関すること。
7　栄養改善業務に関すること。
8　給食施設指導に関すること。
9　調理師法の施行に関すること。
10　母子保健法の事務に関すること。
11　精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
12　自殺対策推進事業に関すること。
13　難病対策に関すること。
14　肝炎治療特別促進事業に関すること

地域福祉課

1　民生委員及び児童委員に関すること。
2　介護保険に関すること。
3　児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害福祉法、知的障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、生活困窮者自立支援法等の事務に関すること。
4　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務（一時保護に係るものを除く。）に関すること。
5　障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行に関すること。
6　困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること。
7　生活保護法の経理、医療、介護、統計事務に関すること。
8　その他健康福祉センター内の他課等において所掌しない社会福祉に関すること。

生活保護課

1　生活保護法の事務に関すること。
2　生活保護に係る母子生活支援施設、助産施設への入所に関すること。
3　生活困窮者自立支援法における住居確保給付金に関すること。
4　生活保護受給者就労支援事業に関すること。

健康生活支援課

1　健康危機対策に関すること。
2　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。
3　エイズ対策、肝炎対策に関すること。
4　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。
5　予防接種法の施行に関すること。
6　食品衛生法の施行に関すること。
7　製菓衛生師法の施行に関すること。
8　ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。
9　動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。
10　千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること 。
11　狂犬病予防法の施行に関すること。
12　興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること。
13　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
14　住居衛生に関すること。
15　遊泳用プールの衛生に関すること。
16　化製場等に関する法律の施行に関すること。
17　温泉法の施行に関すること。
18　水道法（水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）の施行に関すること。
19　千葉県小規模水道条例の施行に関すること。
20　飲用井戸等の相談及び指導に関すること。

監査指導課

1　社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査に関すること。
2　社会福祉施設等（救護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査に関すること。
3　認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査に関すること。
4　介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の運営指導等に関すること。

7　職員数及び配置状況

表７　職員配置

（令和７年６月１日現在）

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務企画課【課長】	地域保健課【課長】	地域福祉課【課長】	生活保護課【課長】	健康生活支援課【課長】	監査指導課【課長】	計
合　　計	1	2	8	23 (12)	7 (2)	9	27 (12)	6	83 (26)
医　　師	1								1
事　　務		1	5	1	【1】 7 (2)	【1】 9		【1】 6	29 (2)
薬　剤　師			2				【1】 6 (1)		8 (1)
獣　医　師							5 (3)		5 (3)
保　健　師		1		【1】 4			6		11
診療放射線技師									
臨床検査技師							7 (6)		7 (6)
管理栄養士				3			2 (2)		5 (2)
精神保健福祉士				14 (12)					14 (12)
その他の技術職員				1			1		2
その他の職員			1						1
食品衛生監視員（再掲）	1						12 (5)		13 (5)
環境衛生監視員（再掲）	1						8		9

（注）

・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。